

政務活動費交付請求書

令和7年2月5日

四日市市長

会派名 日本共産党
代表者氏名 八田 記子

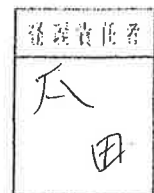
四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、
令和7年1月分政務活動費の交付を次のとおり請求します。

1 請求額 51,742 円

2. 政務活動費の対象となる経費

区 分	金 額	備 考
調査研究費		
研修費	48,420円	
資料作成費		
資料購入費		
要請・陳情活動費		
会議費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務費	2,822円	
合 計	51,742円	

※概算払・前金払がある場合は、備考にその別を記載すること。



内 訳 明 細

令和7年/月分 No. 2

区 分	金 額	内 容
調 査 研 究 費		
研 修 費	48,420円	北本市武蔵野市子どもの権利 関係者研修の費用
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費	3,322円	タブレット利用料 R6.11.12月分 NHK受信料 R6.12月 R7.1月
合 計	51,742円	

※支出に係る領収書その他の証拠書類を添付すること。

第6号様式(第4条関係)

(調査研究、研修、要請・陳情活動、会議) 旅 費 明 細

会 派 名	日本共産党							
参加者氏名	太田 紀子							
用務先	北本市、武蔵野市							
実施日	令和7年1月15日 (水) ~ 令和7年1月16日 (木)							
目 的	視察							
月日	発 着	路 程	路線	運 賃	特別料金	特・急料	日 当	宿泊料
1/15	近鉄 四日市 ~ 名古屋	36.9 KM	近鉄	760 円	円	520 円	2 日 (3,000 円/日)	甲地方 1 泊 (15,900 円/泊) 乙地方 泊 (14,900 円/泊)
	名古屋 ~ 東京	366.0 KM	JR	6,930 円	円	4,720 円		
	東京 ~ 北本	46.7 KM	JR	円	円	円		
1/16	北本 ~ 新宿	43.8 KM	JR	990 円	円	円		
	新宿 ~ 三鷹	13.8 KM	JR	円	円	円		
	三鷹 ~ 東京	24.1 KM	JR	6,600 円	円	円		
	東京 ~ 名古屋	366.0 KM	JR	円	円	4,720 円		
	名古屋 ~ 近鉄 四日市	36.9 KM	近鉄	760 円	円	520 円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
	~	KM		円	円	円		
小 計				16,040 × 1 16,040 円	× 0 円	10,480 × 1 10,480 円	6,000 × 1 6,000 円	15,900 × 1 15,900 円
合 計				48,420				

※精算

	運 賃	特別料金	特・急料	日 当	宿 泊 料
精 算 額	円	円	円	円	円
差 引 額					
過 不 足 の 理 由					

議員政策研究会 視察

子どもの権利条例に関する調査研究について

目的

先行事例を学ぶための、調査研究

日程・視察内容

令和7年1月15日 埼玉県北本市「北本市子どもの権利に関する条例について」
北本市の子どもの権利の内容を明らかにするとともに子どもの権利を守るための仕組みを定めることで、子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的とした「北本市子どもの権利に関する条例」が策定された。

令和3年6月 市議会において「子どもの権利に関する特別委員会」設置

令和4年3月 第一回市議会定例会において、条例案が提案、全会一致により可決、成立

令和4年3月31日 「北本市子どもの権利に関する条例」公布

令和4年10月1日 施行

北本市の条例の特徴

- ・子どもの権利擁護委員→子どもの権利の侵害の防止、擁護、救済
- ・子どもの権利行動計画→子どもの権利に関する施策の推進
- ・きたもと子ども会議→子どもの意見を聴き施策に反映させるための取り組み

所管

- ・その内容を子どもに対して、大人の押し付けとなっていないのか。
- ・子どもの声をどのようにして聞き取りをするのか。
北本市の説明の中で反省点として、子どもの意見を聴く場所として学校の協力を得ておけばもっと違ったものとなっていたかもしれないと伺った。
意見聴取にチラシを作製され、ウェブでの意見を集めたり、市役所で5日間、計10回の意見聴取会を開催するなどされている。
- 意見聴取をどのようにすることで、子どもの意見(声を)聴くことができるのか。
- ・作りましたが、到達点ではなく、作ってからどうしていくのか。
まずは、条例を知ってもらうことが必要である。
- ・相談の窓口は必須。
どんな人が適任であるのか、その人身分はどうするか、費用のどうすればいいのかなど、予算措置も必要となってくる。
- ・議会や市の部局の連携、協力はもちろんだが、市民や市民の各団体へも理解をいただき、協力をいただきことも不可欠である。

日程・視察内容

令和7年1月16日 東京都武蔵野市「武蔵野市子ども権利条例について」

令和3年5月 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会

令和4年9月 中間報告、パブリックコメント手続きなどを経て検討委員会の報告書作成

令和4年11月 武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案公表、パブリックコメントなど実施。

令和5年2月 市民や子どもたちからの意見を踏まえて更なる検討を加え定例会に提出。

令和5年3月13日 本会議で賛成多数で可決。

令和5年3月22日 「子どもの権利条例」公布

令和5年4月日 「子どもの権利条例」施行

・武蔵野市「子どもの権利に関する条例」市立学校アンケートをする際に、タブレット端末を使用して、無記名回答を実施した。

・「子どもの権利に関する」ワークショップ

子どもの声を聴くために開催

中高生世代のワークショップ「Teens ムカツ」

中高生世代が武蔵野市を語って、つながる。

ムサカツ実行委員会が全文「子どもたちのことば」を作成。

ムカサツの意見をもとに条文を修正

・中間報告に関するパブリックコメント実施。1,614 件の意見のうち、子どもの意見881件

・条例素案に関するパブリックコメント。提出意見1,628軒うち、子どもからの意見853件

・ミミワンというキャラクターで「子どもの権利条例」を周知

武蔵野市にはこれまでキャラクターがなかったので好評。(消しゴムやシールなど作成)

・子どもの声をどのように聞き取りをするのが課題。

幅広く聞く手段はどうする有効であるか。

・武蔵野は、もともと子どもの教育に力を入れていたと説明を受けたが、それ以上に工夫がされている。

・関係部局との連携が取れていないため、足並みがそろわなかった。

・現在、武蔵野市は市役所の空き室で、子どもの権利擁護センターを開設して、電話、メール、手紙だけでなく、直接相談できる場所が確保されているが、市役所内ということで、利用時間や曜日が限定されている。数年後には、子どもが利用しやすいよう、土日祝日が利用できたり、時間も長くできる場所に移転が予定されている。

早く準備ができなかったことを残念がられていたが、将来的に予定がされていることは重要であると思う。

北本市とは、違う点だ。

・条例をつくるだけでなく、周知方法、相談体制、相談委員はどんな人が適任であるのか、その人の身分はどうするのか。

予算措置はどうするのか。

・教育機関や福祉施設との連携をどうとっていくのか。

武蔵野市でも、現時点では具体的な取り組み実績はないと伺ったが、学校からの道徳地区公開講座で子どもの権利についての講演の依頼があるとのこと。

課題

・大人の押し付けとならないために、どのように幅広く子どもの意見を集めるのか。

(北本市の意見の聴取会開催、武蔵野市のタブレット端末のアンケート)

どのような手法が有効なのか。

・条例をつくる前から、周知をして知ってもらうことが必要である、そうすることで条例の意見が集まりやすくなるのでないか。特に当事者である子どもに知ってもらうことが大切。

どんな方法で周知するのか。

(武蔵野市は、ワークショップを開催されたことが大きいし、また継続することで現在に繋がっている。)

・条例がつくられた後の周辺も考える必要がある。

(武蔵野市は、ミミワンというキャラクターを活用)

・武蔵野市の段階ごとのパブリックコメントも半数以上が子どもからの意見という結果を考えると、子どもの自身の関心をどのように高めるのか。

・どのような、条例が四日市市の子どもにとって有効であるのか研究する必要がある。

・つくって終わりではなく、そこからどのように活用していくのか。

子どもが中心となることが重要

(つくる時も、その後も子どもが中心となるような配慮が必要)

・相談窓口、相談委員に体制はどんな人の配置が必要なのか、また、身分、報酬はどうするのか。

・相談窓口の対応をするには、拠点となる場所が必要ではないか。

・関係部局との連携は不可欠。

・子どもにとって、有効性があり実効性のある条例であることが大切である。

放送受信料

払込受領証

(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名	
四日市市議会 日本共産党 様	
お客様番号	011-7372-456
金額	2200 円
お支払期間	令和 6年12月 ～ 令和 7年 1月
受取人	日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号	NHK ふれあいセンター 0570-077-077
金融機関・CVS収入印紙交付機	
三十三銀行	
6. 12. 25	
四日市市役所内支店 (3)	

お客様→SAC・印刷部宛

領 収 証 書 (公)

市町村コード	三重県	口座番号	加入者名
214210211	四日市市	00820-1-960965	四日市市会計管理者
〒 510-0085			
住 所 四日市市諏訪町1-5			
日本共産党			
代表者 太田 紀子 様			

金額	¥1,122 円
納期限	令和 7年 2月 17日
摘要	議員タワレットSIMカード利用料 (令和6年11月、12月利用分 日本共産党)

令和 6年度 所属 951000 議事課
会計 01 款 22 項 05 目 04 節 02
細則 20 議会費雑入
細々 010 通信料負担金

納付場所

上記のとおり納入してください
令和 7年 1月 17日

四日市市長



上記のとおり納入しました。
(納入者保管)

領 収 日 付 印
三十三銀行
7. 1. 24
四日市市役所内支店 (5)